

お客様各位

2020年9月24日
大島造船所総務部

大島工場及び長崎県内各事務所における新型コロナウイルス感染症に関するお願い（6回目）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）につきまして、大島工場及び長崎県内各事務所（長崎事務所・佐世保事務所・西彼事務所）にご来社されるお客様に対しまして、不要不急のご来社についてご遠慮頂いておりましたが、下記の通り入構制限を緩和致します。

記

1. ご協力事項

- 〔1〕 今まで不要不急のご来社をご遠慮頂いておりましたが、今後は通常通りとさせていただきます。
- 〔2〕 入構時、マスク着用及び手指消毒のご協力をお願いします。
- 〔3〕 県内外を問わず全ての皆様に「健康状態申告書」の保安への提出をお願いします。また、ご来社する前日迄に弊社の各部門担当者へご来社日時とご用件をお知らせ下さい。
- 〔4〕 保安検温時に37.5℃以上の発熱症状や息苦しさ(呼吸困難)強いだるさ(倦怠感)がみられる場合や健康状態申告書の記載内容にコロナウイルス感染症が疑われる記載内容がある場合は、入構をご遠慮頂きます。
- 〔5〕 再び非常事態宣言地域に指定された場合や近隣市町における感染者多発や経路不明の感染者が発生した場合は不要不急の入構制限を再開します。

2. 実施時期

2020年10月1日から感染収束までの間

3. 本件に関する問い合わせ窓口

(株)大島造船所 総務部労務厚生課 0959-34-5711

以上